概　要

監督署長が算定した給付基礎日額について、算定の根拠となった以上の時間外労働が認められることから、当該時間外労働に対応する時間外手当等を算定基礎に含めるべきであるとして、原処分を取り消した事例

要　旨

１　事案の概要及び経過

審査請求人（以下「請求人」という。）は、法律事務所（以下「事務所」という。）に事務員として勤務していたが、平成○年○月に「適応障害」を発病したとして休業補償給付を請求したところ、監督署長は、これを業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を６，７５０円と算定した。

２　審査請求の理由

監督署長が算定した給付基礎日額は、誤った労働時間数に基づく支払賃金を算定基礎としていることから、取り消されるべきである。

３　原処分庁の意見

事務所から提出された賃金台帳を確認し、請求人に実際に支給された発病前３か月間の賃金支給総額に基づき、給付基礎日額を算定した。

４　審査官の判断

（１）　原処分庁は、「適応障害」の業務起因性を判断する際に認定した時間外労働時間数分を含む発病前３か月間の賃金支給総額に基づき、給付基礎日額を算定したものであるところ、この点、事務所が作成した「時間外手当等計算書」によると、事務所は、請求人の労働時間数の算定に当たり、就業規則に規定されている１２時から１３時までの休憩時間の６０分のほかに、タイムカードに打刻された退勤時刻が１８時から２３時までの場合は１５分を、２３時を超えた場合は３０分を一律に休憩時間として労働時間から控除していることが認められる。

しかし、就業規則に規定されている休憩時間のほかに休憩時間を与えているという明確な根拠は認められないことから、「時間外手当等計算書」に記載された請求人の労働時間数には誤りが認められる。

（２）　また、「時間外手当等計算書」と、請求人のタイムカードの退勤時刻とを照合すると、事務所は、１日の労働時間を１５分単位で切り捨てて１か月の労働時間を合計していることが認められる。

しかし、時間外、休日及び深夜の労働時間数について端数処理を行う場合は、１か月における各日の労働時間数を合計した上で、３０分未満の端数を切り捨て、３０分

以上の端数を１時間に切り上げることとされている。

したがって、「時間外手当等計算書」に記載された請求人の労働時間数は、誤った端数処理によって算定されたものであると認められる。

（３）　さらに、事務所は、「時間外手当等計算書」において、平均賃金算定期間中の６日間について、請求人のタイムカードの打刻時刻が９時前であっても、同僚Ａが請求人より早く打刻していることから、当日の早番は同僚Ａであったと推定し、請求人の始業時刻を遅番の９時３０分として労働時間を算定している。

これに対し、請求人は、当時、入社間もない同僚Ａを一人で働かせることはなかったので、当日の始業時刻は９時であると主張し、事業主もこれを認めていることから、当日の請求人の労働時間数は、９時を始業時刻として算定すべきである。

（４）　上記のとおり、請求人は、平均賃金算定期間中に、実際に支払われた時間外手当等の算定の根拠となった労働時間数以上の時間外労働を行っていたことから、当該労働時間数に対応する未払の時間外手当等が存在するものと認められる。

（５）　給付基礎日額の算定においては、現実に支払われた賃金だけではなく、実際に支払われていないものであっても、算定事由発生日において、既に債権として確定した賃金をも含むものとされていることから、監督署長は、上記の時間外労働に対して本来支払われるべき賃金をその算定基礎に含めて算定すべきである。

（６）　したがって、本件の給付基礎日額は、監督署長が算定した給付基礎日額の６，７５０円を上回ることは明らかであることから、監督署長が行った休業補償給付の支給処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。